平成２９年（フ）第２３６号
愛知県犬山市大字羽黒字小安１番地１　ベルヴィルVI111
債務者　新部　昌也
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１１７５号
京都市西京区下津林前泓町78番地
債務者　神田　弘江
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２１１号
京都市左京区岩倉上蔵町84番地　202号
債務者　廣海治療院こと　廣海　喜江
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２１８号
京都府宇治市大久保町大竹41番地の１　フロイデ大久保２階Ｂ号
債務者　寺田　有良
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２１９号
京都府宇治市大久保町大竹41番地の１　フロイデ大久保２階Ｂ号
債務者　寺田　広美
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９５７号
大阪府松原市東新町２丁目215番地の２（201号）
債務者　近西　　登
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１００号
新潟県村上市上の山１番１号　市営２－３
債務者　志田美奈子
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第４０２号
愛知県刈谷市今岡町日向83番地１　コスモス102号
債務者　坪井　里紗（旧姓片山）
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第５０２２号
大阪府守口市佐太中町２丁目６番１号
債務者　大濱　勝利
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０７９号
大阪府高槻市寿町１丁目２番11―208号
債務者　セナハウスこと　大場　六夫
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１５４号
大阪府豊中市桜の町２丁目７番13号　105号、前住所大阪府豊中市清風荘２丁目７番28号
債務者　岐津　如美
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１７６号
大阪府豊中市新千里南町２丁目２番８―616号
債務者　杉村　　覚
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２８０号
大阪市浪速区浪速西４丁目１番50―213号
債務者　安田かおる
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３５１号
大阪市生野区鶴橋２丁目12番16号エクセレントフィールド302
債務者　柴田伸一郎
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３５６号
大阪府八尾市青山町５丁目８番26―101号、前住所大阪府八尾市東弓削１丁目156番地宮前ビル101号
債務者　小嶺　逸人
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４１６号
大阪市平野区長吉出戸６丁目13番35号　山之内マンション202
債務者　伊阪　容子
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４１８号
大阪府門真市野里町15番26―403号、前住所大阪府門真市宮前町13番２号　宮前ハイム206号
債務者　山田　智一
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部